

設計図書（当初）

令和 7 年度

佐野市水処理センター放流水及び流入水水質分析業務委託

表－１に示す設計図書は、佐野市業務委託契約書第１条第１項に定める設計図書である。

表－１ 設計図書内訳

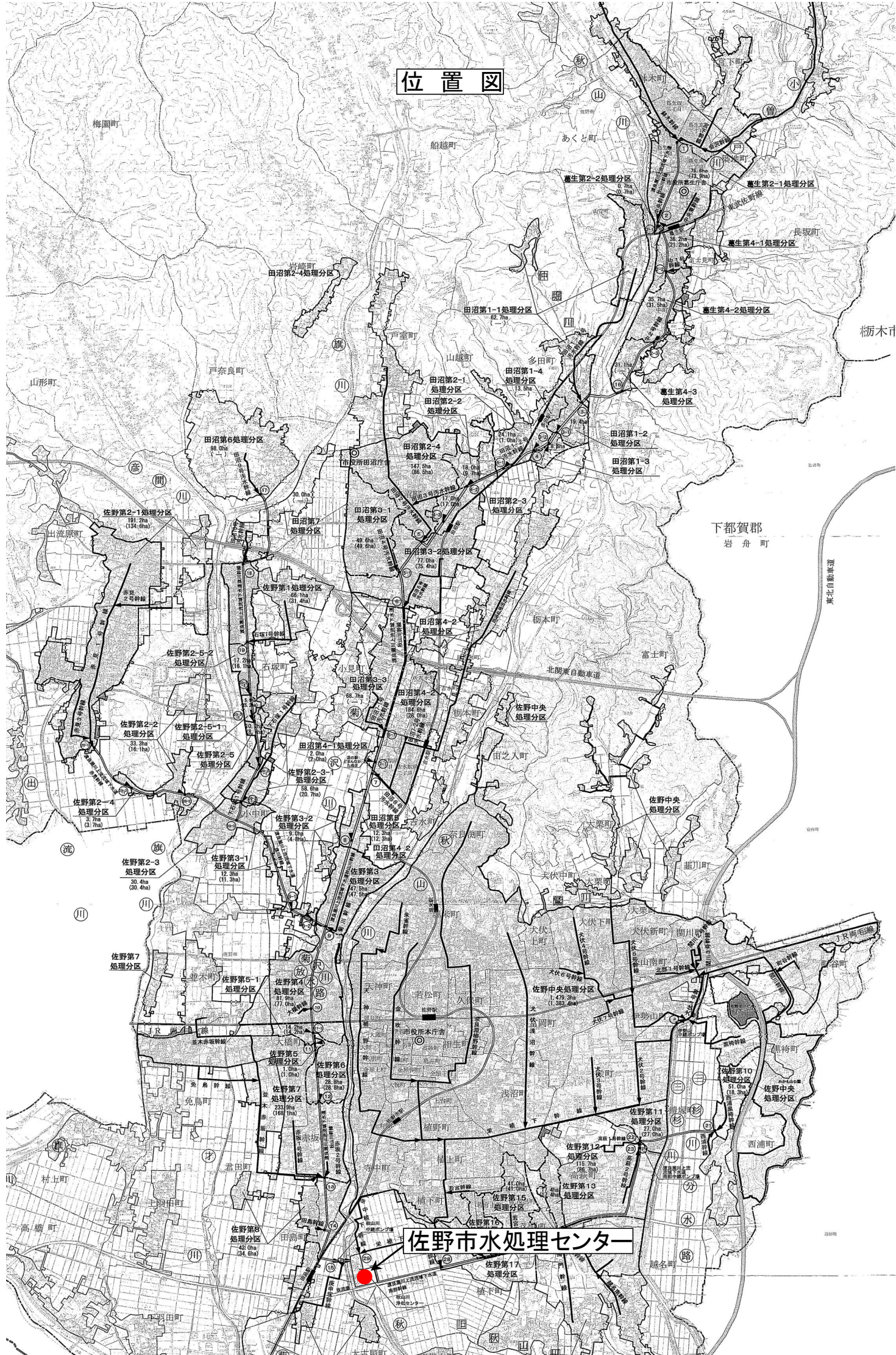
表紙	設計書	位置図	委託費内訳表	仕様書	図面
P 1	P 2	P 3	P 4～P 9	P 1 0～P 1 5	－

設 計 書

市 長	副市長	局 長	課 長	係 長	検算者	設計者
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

令和 7 年度	委 託 名	佐野市水処理センター放流水及び流入水水質分析 業務委託	履行期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
作成 令和 7 年 2 月	履行場所	佐野市 植下町	設計者名	
設計理由				
委託の種別および概要				
	佐野市水処理センター放流水及び流入水水質分析 1 式			
	変更前赤			

位置図



業務委託費内訳書

工 種・施 工 名 称 等	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
佐野市水処理センター放流水及び流入水 水質分析業務委託					
放流水及び流入水水質分析	1	式			施工第01号内訳表
直接業務費 計					
消費税相当額	1	式			× 10%
業務委託費					

施 工 内 訳 表

佐野市水処理センター放流水及び流入水水質分析

当たり

名称規格等	数量	単位	単 価	金 額	備 考
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	24	検体			
水素イオン濃度	24	検体			
生物化学的酸素要求量	24	検体			
硝化を抑制した生物化学的酸素要求量	24	検体			
浮遊物質	24	検体			
ホルマルヘキサン抽出物質含有量	24	検体			
大腸菌数	24	検体			
窒素含有量	24	検体			
リン含有量	24	検体			
カドミウム及びその化合物	14	検体			

施 工 内 訳 表

佐野市水処理センター放流水及び流入水水質分析

当たり

名称規格等	数量	単位	単 価	金 額	備 考
シアン化合物	14	検体			
有機燐化合物	14	検体			
鉛及びその化合物	14	検体			
六価クロム化合物	14	検体			
ひ素及びその化合物	14	検体			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	14	検体			
アルキル水銀化合物	14	検体			
ポリ塩化ビフェニル	14	検体			
トリクロロエチレン	14	検体			
テトラクロロエチレン	14	検体			

施 工 内 訳 表

佐野市水処理センター放流水及び流入水水質分析

当たり

名称規格等	数量	単位	単 価	金 額	備 考
ジクロロメタン	14	検体			
四塩化炭素	14	検体			
1,2-ジクロロエタン	14	検体			
1,1-ジクロロエチレン	14	検体			
シス-1,2-ジクロロエチレン	14	検体			
1,1,1-トリクロロエタン	14	検体			
1,1,2-トリクロロエタン	14	検体			
1,3-ジクロロプロペン	14	検体			
チウラム	14	検体			
シマジン	14	検体			

施 工 内 訳 表

佐野市水処理センター放流水及び流入水水質分析

当たり

名称規格等	数量	単位	単 価	金 額	備 考
チオベンカルブ	14	検体			
ベンゼン	14	検体			
セレン及びその化合物	14	検体			
ほう素及びその化合物	14	検体			
ふっ素及びその化合物	14	検体			
1,4-ジオキサン	14	検体			
フェノール類含有量	14	検体			
銅含有量	14	検体			
亜鉛含有量	14	検体			
溶解性鉄含有量	14	検体			

施 工 内 訳 表

佐野市水処理センター放流水及び流入水水質分析

当たり

名称規格等	数量	単位	単 価	金 額	備 考
溶解性マンガン含有量	14	検体			
クロム含有量	14	検体			
臭気指数	2	検体			
クリプトスポリジウム	1	検体			
色度	12	検体			
試料採取費	24	検体			
小計					

佐野市水処理センター放流水及び流入水水質分析業務委託
特記仕様書

(目的)

第1条 本業務は、下水道法、水質汚濁防止法及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律等に基づき、佐野市水処理センターにおける放流水及び流入水の水質分析等を行う業務である。

(法令等の遵守)

第2条 受託者は、下水道法、水質汚濁防止法及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及びその他の関係法令等を遵守し、誠実に委託業務を履行しなければならない。

(履行期間)

第3条 履行期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(業務内容)

第4条 委託業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 佐野市水処理センター放流水の採水及び分析業務
- (2) 佐野市水処理センター流入水の採水及び分析業務
 - ①栄植下幹線流入水
 - ②秋山川中継ポンプ場流入水
 - ③南部幹線場内ポンプ場流入水
- (3) 緊急時における佐野市水処理センター放流水及び流入水等の分析業務
- (4) 調査結果の報告業務

(試料の採水)

第5条 試料の採水は、委託者が指定した日及び場所において、受託者が行うものとする。

- 2 試料の採水は、原則として委託者の指定する者の立会いのもと行うものとする。
- 3 状況等により採水が困難な場合、委託者と受託者で協議して決定する。

(分析項目、分析方法及び報告下限値)

第6条 別表1のとおりとする。

- 2 生物化学的酸素要求量は試料採取当日に分析を行うものとする。
- 3 受託者は、別表1の分析項目のうち水質汚濁防止法に係る排水基準項目(No. 1～41)の分析を第三者に再委託してはならない。

(分析頻度)

第7条 別表2のとおりとする。

(調査結果の報告)

第8条 受託者は、分析終了毎に計量証明書1部を委託者にすみやかに提出するものとする。

- 2 受託者は分析終了毎に、別表3を参考に一覧表にまとめた電子データファイルを委託者にすみやかに提出するものとする。

(緊急時対応)

第9条 受託者は、緊急時に備えて緊急連絡体制（夜間及び休日を含む）を整備し、契約締結後ただちに委託者に提出するものとする。

- 2 受託者は、緊急時に備えて採水容器を委託者に貸与するものとする。容器の数量は、委託者と受託者で協議して決定する。
- 3 受託者は、委託者から緊急分析の依頼を受けたときは、やむを得ない状況がある場合を除き、ただちに分析を行う体制を整え、優先的に分析を行うものとする。また、採水容器の確保等、緊急時対応に必要な協力を行うものとする。
- 4 緊急時の採水及び試験室までの運搬は、原則として委託者が行う。ただし、受託者の試験室が遠方（水処理センターから直線距離で50km以上が目安）である場合には、受託者に試料運搬の協力を求めることがある。
- 5 緊急時の採水にあたっては、原則として予備サンプルを採取する。
- 6 緊急分析に要する費用（分析費用等）は本業務には含めず、委託者と受託者で協議して決定する。

(外部精度管理調査への参加実績等)

第10条 受託者は、契約締結後すみやかに、令和4年度以降に水質を対象とした外部精度管理調査（環境測定分析統一精度管理調査、ISO/IECガイド43-1に基づく技能試験等）へ参加したことを証する書類の写しを委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、環境測定分析の信頼性及び精度の向上のため、履行期間中に外部精度管理調査に参加するものとする。

(実施計画書の提出)

第11条 受託者は、契約締結後すみやかに各号に定める内容を記載した実施計画書を委託者に提出しなければならない。

- (1) 測定項目、測定方法、分析機器、定量下限値、検出限界値
- (2) 組織機構図（測定分析に係る組織図）
- (3) 従事者名簿（責任者、品質管理者、試料採取者及び測定担当者について、担当した主な業務、経験年数、資格等を記載する）
- (4) 緊急連絡体制図
- (5) 試験室と配置図
- (6) 業務工程表
- (7) 内部精度管理に関する規定
- (8) 外部精度管理調査への参加計画
- (9) その他必要な事項

(試験室等への立入り)

第12条 受託者は、委託者が試験室への立入りを求めた場合は、それに協力するものとする。

2 受託者は、委託者が分析の記録等の提示を求めた場合は、それに協力するものとする。

(異常値への対応)

第13条 受託者は、排水基準値を超える異常値が発生した場合には、ただちに委託者に速報として通報するものとする。

2 受託者は、異常値の原因究明及び追跡調査等(再採水、再分析等を含む)を行うものとする。

(その他)

第14条 業務内容に疑義が生じた場合、速やかに委託者と受託者で協議して決定するものとする。

放流水及び流入水の分析項目、方法及び報告下限値

別表1

No	分 析 項 目	報告下限値	単位	分 析 方 法
1	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	0.05	mg/L	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法 昭和49年9月30日環境庁告示第64号
2	水素イオン濃度	少数第1位	-	
3	生物化学的酸素要求量	0.5	mg/L	
4	浮遊物質	1	mg/L	
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1	mg/L	
6	大腸菌数	0	コロニー形成単位/mL	
7	窒素含有量	0.01	mg/L	
8	炭含有量	0.005	mg/L	
9	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/L	
10	シアン化合物	0.05	mg/L	
11	有機燐化合物	0.1	mg/L	
12	鉛及びその化合物	0.01	mg/L	
13	六価クロム化合物	0.01	mg/L	
14	砒素及びその化合物	0.01	mg/L	
15	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	mg/L	
16	アルキル水銀化合物	0.0005	mg/L	
17	ポリ塩化ビフェニル	0.0003	mg/L	
18	トリクロロエチレン	0.01	mg/L	
19	テトラクロロエチレン	0.001	mg/L	
20	ジクロロメタン	0.02	mg/L	
21	四塩化炭素	0.002	mg/L	
22	1,2-ジクロロエタン	0.004	mg/L	
23	1,1-ジクロロエチレン	0.02	mg/L	
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L	
25	1,1,1-トリクロロエタン	0.005	mg/L	
26	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	mg/L	
27	1,3-ジクロロプロペン	0.002	mg/L	
28	チウラム	0.001	mg/L	
29	シマジン	0.001	mg/L	
30	チオベンカルブ	0.002	mg/L	
31	ベンゼン	0.01	mg/L	
32	セレン及びその化合物	0.01	mg/L	
33	ほう素及びその化合物	0.1	mg/L	
34	ふっ素及びその化合物	0.2	mg/L	
35	1,4-ジオキサン	0.005	mg/L	
36	フェノール類含有量	0.05	mg/L	
37	銅含有量	0.01	mg/L	
38	亜鉛含有量	0.01	mg/L	
39	溶解性鉄含有量	0.01	mg/L	
40	溶解性マンガン含有量	0.01	mg/L	
41	クロム含有量	0.01	mg/L	
42	臭気指数	3	-	平成12年環境庁告示第35号別表
43	色度	0	度	JIS K 0102 11
44	クリプトスポリジウム	0	個/20L	国土交通省通知別表第一
45	硝化抑制した生物化学的酸素要求量	0.5	mg/L	下水試験方法

No	項 目	4月		5月			6月		7月		8月					9月		10月		11月			12月		1月		2月					3月		実施 件数
		1回目	2回目	1回目		2回目	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目				2回目	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目		2回目	1回目	2回目	1回目				2回目	1回目	2回目			
		放 流 水	放 流 水	流 入 水 ①	放 流 水	放 流 水	放 流 水	放 流 水	放 流 水	放 流 水	放 流 水	放 流 水	流 入 水 ①	流 入 水 ②	流 入 水 ③	放 流 水	放 流 水	放 流 水	放 流 水	流 入 水 ①	放 流 水	放 流 水	放 流 水	放 流 水	放 流 水	放 流 水	流 入 水 ①	流 入 水 ②	流 入 水 ③	放 流 水	放 流 水	放 流 水	放 流 水	
1	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	○	○		○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	24	
2	水素イオン濃度	○	○		○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	24	
3	生物化学的酸素要求量	○	○		○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	24	
4	浮遊物質量	○	○		○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	24	
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	○	○		○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	24	
6	大腸菌数	○	○		○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	24	
7	窒素含有量	○	○		○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	24	
8	燐含有量	○	○		○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	24	
9	カドミウム及びその化合物	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
10	シアン化合物	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
11	有機燐化合物	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
12	鉛及びその化合物	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
13	六価クロム化合物	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
14	ひ素及びその化合物	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
15	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
16	アルキル水銀化合物	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
17	ポリ塩化ビフェニル	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
18	トリクロエチレン	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
19	テトラクロエチレン	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
20	ジクロロメタン	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
21	四塩化炭素	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
22	1,2-ジクロロエタン	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
23	1,1-ジクロロエチレン	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
25	1,1,1-トリクロロエタン	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
26	1,1,2-トリクロロエタン	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
27	1,3-ジクロロプロペン	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
28	チウラム	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
29	シマジン	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
30	チオベンカルブ	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
31	ベンゼン	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
32	セレン及びその化合物	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
33	ほう素及びその化合物	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
34	ふっ素及びその化合物	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
35	1,4-ジオキサン	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
36	フェノール類含有量	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
37	銅含有量	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
38	亜鉛含有量	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
39	溶解性鉄含有量	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
40	溶解性マンガン含有量	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
41	クロム含有量	○		○			○					○	○	○	○				○			○						○	○	○	○		14	
42	臭気指数														○															○				2
43	色度	○			○		○		○						○				○			○		○						○		○		12
44	クリプトスポリジウム														○							○												1
45	硝化を抑制した生物化学的酸素要求量	○	○		○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	24	
46	試料採取	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		24	

注1：放流水の採取位置は塩素混和池出口とする。

注2：放流水及び流入水の試料採取時には水温、外観および臭気の測定を行うものとする。

注3：流入水①は栄植下幹線流入水、流入水②は秋山川中継ポンプ場流入水、流入水③は南部幹線場内ポンプ場流入水を指す。

佐野市水処理センター(試料採取場所:塩素混和池出口)

採取年月日		4/○	4/△	5/□	...
採取時刻		○:○○			
水温	℃	○.○			
気温	℃	○○			
外観		○色			
臭気		○臭			
透視度	cm	○○			
水素イオン濃度(水素指数)		○.○			
生物化学的酸素要求量	mg/L	○.○			
浮遊物質	mg/L	○.○			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	○.○			
フェノール類含有量	mg/L	○.○			
銅含有量	mg/L	○.○			
亜鉛含有量	mg/L	○.○			
溶解性鉄含有量	mg/L	○.○			
溶解性マンガン含有量	mg/L	○.○			
クロム含有量	mg/L	○.○			
大腸菌数	コロニ形成単位/mL	○.○			
窒素含有量	mg/L	○.○			
燐含有量	mg/L	○.○			
カドミウム及びその化合物	mg/L	○.○			
シアン化合物	mg/L	○.○			
有機燐化合物	mg/L	○.○			
鉛及びその化合物	mg/L	○.○			
六価クロム化合物	mg/L	○.○			
砒素及びその化合物	mg/L	○.○			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	○.○			
アルキル水銀化合物	mg/L	○.○			
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	○.○			
トリクロロエチレン	mg/L				
テトラクロロエチレン	mg/L				
ジクロロメタン(ジクロロメタン)	mg/L				
四塩化炭素	mg/L				
1,2-ジクロロエタン	mg/L				
1,1-ジクロロエチレン(塩化ビニリデン)	mg/L				
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L				
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L				
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L				
1,3-ジクロロプロペン(D-D)	mg/L				
チウラム	mg/L				
シマジン	mg/L				
チオベンカルブ	mg/L				
ベンゼン	mg/L				
セレン及びその化合物	mg/L	○.○			
ほう素及びその化合物	mg/L	○.○			
ふっ素及びその化合物	mg/L	○.○			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	○.○			

←経時変化が分かるように
採水ごとに列を追加
(基準値の列を追加し、
基準のない項目は、
「—」を記載。)

←定量下限の値は不等号で記載
ただし、PRTR報告対象物質で、
検出下限以上定量下限未満の
値の時は、青色で記載。
(定量下限未満の値は、
下段の欄外に行を追加や
新しくシートを作成したりして
記載する。)

←測定をしていない項目は空欄

※電子データファイルのフォーマットはエクセル形式。データのやりとりはCD-Rまたは電子メールとする。(必要であればこの様式を事前に配布する。)